

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所
原子炉施設
平成29年度第4回保安検査報告書

平成30年5月
原子力規制委員会

目 次

1. 実施概要	1
(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)	1
(2) 保安検査実施者	1
2. 保安検査内容	1
3. 保安検査結果	1
(1) 総合評価	1
(2) 検査結果	2
(3) 違反事項	12
4. 特記事項等	12

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細日程は別添1参照)

自 平成30年 2月13日(火)

至 平成30年 2月19日(月)

(2) 保安検査実施者

東海・大洗原子力規制事務所

原子力保安検査官 渡辺 眞樹男

原子力保安検査官 大高 正廣

原子力保安検査官 杉山 久弥

核燃料施設等監視部門

原子力保安検査官 大向 繁勝 他

2. 保安検査内容

(1) 基本検査項目(下線は保安検査重点項目に基づく検査項目)

① 運転再開に伴う準備

② 内部監査等

③ 異常時に係る対策

④ 管理区域における作業管理

⑤ その他必要な事項

(2) 追加検査項目

なし

3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては「運転再開に伴う準備」、「内部監査等」、「異常時に係る対策」、「管理区域における作業管理」及び「その他必要な事項」を検査項目として、資料確認、聴取等により検査を実施した。

「運転再開に伴う準備」については、運転再開に向けてのNSRRにおける運転要員が登録され、必要な教育及び力量管理が実施されていること、並びに長期停止中の施設定期検査において検査対象としていなかった施設の保守管理状況について、一部の系統分離に係る工事及び使用前検査を経た後に施設定期自主検査を行う計画であることを聴取、施設定期自主検査記録等により確認した。

「内部監査等」については、平成30年1月に実施された原子力科学研究所(以下「原科研」という。)の内部監査において、品質保証活動を所管する課長が、監

査リーダーとして、自らの課の業務を監査していることが確認された。これを受け、統括監査の職が定める内部監査に係る要領の見直しを含めて必要な改善を図ること及び次年度の監査において改善した要領等を適用して実施すること、並びに平成29年度定期(年度末)理事長マネジメントレビューにおいて今回の監査体制に関する状況をインプット情報とすることの自主的な改善計画を確認した。

「異常時に係る対策」については、運転再開の準備を行っているNSRR及び廃止措置計画が開始されているJRR-4を代表施設として検査した結果、NSRRにおける異常時の対応については、保安規定に基づき「NSRR本体施設運転手引」が策定され、異常が発生した時の通報連絡体制、正常な状態に復帰されるための指示系統等が定められていることを確認した。新規制基準への対応として、NSRRの設備、運転方法等大きな変更はないことから、従前の異常時の対応の活動となることを確認した。また、NSRRにおいて運転中の「カプセルシール部破損事故」を想定した異常時の訓練を実施する計画であることを確認した。

JRR-4については、廃止措置計画を踏まえて変更された保安規定に基づき「JRR-4の管理手引」及び「JRR-4施設防護活動手引」が策定され、異常時の通報連絡体制、正常な状態に復帰されるための措置に係る指示体制が定められていることを確認した。また、廃止措置中における異常時の事象として「プール水の漏えい事故」を想定した訓練を実施する計画であることを聴取により確認した。

「管理区域における作業管理」について、本年1月22日に発生した使用施設の廃棄物安全試験施設での負傷事故を踏まえて、原子炉施設における安全管理や放射線管理等の保安措置として管理すべき事項を適切に定めて、適切な保安活動が行えるよう改善しているかを検査した結果、原子炉施設の管理区域内での放射線管理作業は、「放射線安全取扱手引」に従い実施されていること、放射線管理以外の一般的な安全については、「工事・作業安全マニュアル」に従い、作業を実施していることを確認した。

「その他必要な事項」については、廃止措置計画を開始した原子炉施設(JRR-2及びJRR-4)における放射性固体廃棄物の管理状況及び前回の保安検査での自主改善事項の対応状況について確認した。

以上の確認結果から、保安検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。なお、「内部監査等」については、内部監査の独立性及び公正性が十分でないことが確認され、統括監査の職において、「原子力安全監査実施手順」を見直し、次年度の内部監査に反映するとして自主改善事項が抽出されていることから、その実施状況を今後も保安検査等において確認することとする。

(2) 検査結果

1) 基本検査項目

①運転再開に伴う準備

運転再開の準備を行っているNSRRにおいて、運転再開時に向けた運転要員の教育の実施、力量管理の状況について検査した。また、長期停止中で、定常的に機能を維持する必要が無いため、施設定期検査において検査対象としていなかった施設の保守管理状況を確認した。検査結果は以下の通り。

(1) NSRRにおける運転要員の教育の実施、力量管理状況

NSRRの運転要員は、保安規定に従い、運転及び保守管理に係る6ヶ月以上の実務研修及びNSRRに関する20時間以上の教育研修を受けていることを保安教育・訓練実施報告書により確認した。なお、NSRRは、現在、運転停止中であることから、運転の実務研修としては、現在、原科研の研究炉実験管理棟に設置されているシミュレータにより原子炉施設の運転に係る実務研修を行っていることを保安教育・訓練実施報告書及び関係者の聴取により確認した。

研究炉加速器管理部長は、NSRRの運転要員について、運転保守チームリーダー及び運転保守チーム員に指名していることを指示書により確認した。NSRR管理課長は、指名を受けた運転保守チーム員について、上記の運転要員の实務研修、教育研修を終了した後に、運転保守チーム員の研修記録を作成し、運転要員の資格を有する運転保守チーム員を「NSRR原子炉施設の運転要員として認める者」として登録し、NSRR本体の運転等に従事させていることを確認した。現在、9名が登録されていることを「NSRR原子炉施設の運転要員として認める者(平成29年10月23日付け)」により確認した。

保安規定において、現状、NSRRの原子炉の起動前点検、運転開始から停止後点検においては、制御室に運転要員を2名以上、また、制御棒の取り出し及び挿入時、燃料要素及びカプセル等の炉心への挿入及び取り出し時においては、制御室に運転要員を1名以上配置するとともに、本体の点検に2名の運転要員を配置することとしている。

今後、NSRRの運転再開時においても、NSRRの設備及び運転モードに変更が無いことから、現状の運転要員の配置で運用することとしていること、NSRRの新規制基準への適合性確認に関する教育は、平成29年9月28日及び10月30日に実施していることを関係者の聴取及び保安教育・訓練実施報告書、教育資料等により確認した。

「NSRR原子炉施設の運転要員として認める者」に登録されている9名の運転要員は、実務経験期間が1年から28年の職員で構成されており、NSRR管理課長は、NSRRの原子炉の起動運転等の業務においては、必ず実務経験を持つ職員が行う体制を組んで運用することとしていることを聴取により確認した。しかし、上記の運用を明文化した手引等が整備されていないことから、NSRR管理

課長は、「NSRR本体施設運転手引」を改訂して上記の運用を明記するとしている。

NSRRにある給排気設備や電気設備等の特定施設においては、保安規定に基づき、工務第1課が運転及び保守の業務を担当し、当該特定施設のある機械室等には、要員を1名以上配置することが規定されているが、現状、工務第1課長は、NSRR特定施設の運転要員として職員3名、派遣職員1名を配置するとしていることを「工務第1課所掌建屋及び担当者（平成30年2月5日現在）」により確認した。また、上記の職員3名及び派遣職員1名は、「工務技術部教育・訓練管理要領」に基づき力量管理が実施されていることを職員の力量管理表により確認した。

(2)長期停止中の施設定期自主検査において検査対象としていなかった施設の保守管理状況

平成29年度に実施した施設定期自主検査は、保安規定及びNSRR本体施設運転手引に従い実施されていること、原子炉停止中に継続的に機能を維持する施設と機能維持が必要でない施設を区分して、明記していることを施設定期自主検査計画書（NSRR本体施設）により確認した。

機能維持が必要でない設備のうち、運転停止中には機能が確認できない設備については、今後、原子炉の稼働中に実施する施設定期自主検査において実施するとしていることを確認した。具体的な検査項目として、(1)計測制御系統施設の反応度抑制効果確認検査、過剰反応度検査及び原子炉停止余裕検査、(2)原子炉格納施設（原子炉建家）の負圧確認検査、(3)全般として定出力運転検査、単一パルス運転検査、台形パルス運転検査及び合成パルス運転検査があること、上記の検査項目は、安全保護回路の系統分離、避難用照明の設置等に係る使用前検査が終了した後に、施設定期自主検査として実施する計画であることを関係者の聴取により確認した。

運転停止中に機能維持が必要な設備の施設定期自主検査については、平成29年度の施設定期自主検査において既の実施していることをNSRR本体施設定期自主検査記録等により確認した。

以上のことから、NSRRにおける運転再開に伴う準備の実施状況について検査した結果、保安規定の遵守状況について違反となる事項は認められなかった。

②内部監査等

内部監査が組織として自律的な改善を行うための重要な機能であることから、過去に確認された課題や重点項目について品質保証計画書に基づき保安活動

が適切に実施されているかを事業者が内部監査で確認しているか、また、内部監査が監査計画等に基づき適切に実施されているかを検査した。検査結果は以下の通り。

原子炉施設のトップマネジメントが原研所長から機構理事長に平成29年4月1日に変更となり、理事長は原研の品質保証活動が適切に実施されているかを確認するため、保安規定に定める毎年度1回以上の内部監査(原子力安全監査)を統括監査の職に実施させるとしている。

統括監査の職は、平成29年度の内部監査(原子力安全審査)の実施に当たり、各拠点の長に対して機構の要領である「原子力安全監査実施手順」に基づき、平成29年4月4日監査員の推薦を要請していることを業務連絡書により確認した。

統括監査の職の指示を受け、原研所長は実施要領に基づき保安管理部品質保証課長他14人の監査員の力量を評価し、監査員候補者リストに取りまとめ、統括監査の職に推薦し、平成29年5月1日に理事長が指名していることを原子力安全監査員候補者リスト(平成29年度)及び業務連絡書により確認した。

統括監査の職は機構の要領である「原子力安全監査実施要領」に基づき、監査活動に係る基本工程、監査の基準及び対象等を定め、平成29年度の監査プログラムを策定し、平成29年6月27日理事長が承認し、翌日各拠点の長に通知していることを業務連絡書、平成29年度原子力安全監査(定期)監査プログラムにより確認した。

原研の内部監査(原子力安全監査)について、監査の職は、理事長から指名された原研の監査員の中から、保安管理部品質保証課長が監査の職(監査リーダ)とした監査チームを編成していること、監査の職(監査リーダ)は、監査プログラムに基づき原研の監査計画を策定し、平成29年12月6日に統括監査の職の承認を得ていること、また、同日付けで、統括監査の職は、原研所長宛に当該監査計画による監査の実施を通知していることを平成29年度原子力安全監査 監査計画書及び業務連絡書により確認した。

原研の(試験研究用等原子炉施設、核燃料物質使用施設)の平成29年度原子力安全監査(内部監査)が監査計画に基づき、平成30年1月15日～1月19日、1月25日に原研を対象として実施されたが、保安規定の職務として規定される品質保証活動を所管する保安管理部品質保証課長が、監査リーダ(監査員)として、研究炉加速器管理部が実施する不適合管理等の監査を行っており、品質保証課の自らの業務を監査していることが確認された。

事業者は監査チームの構成について、品質保証計画書及び原子力安全監査

に関連する要領で求められる監査プロセスの客観性及び公平性の観点から改善が必要であると、統括監査の職が定める「原子力安全監査実施手順」の見直しを含めて改善を図ること及び次年度の内部監査において改善した要領等を適用して実施すること並びに平成29年度定期(年度末)理事長マネジメントレビューのインプット情報とすることを自主的な改善としての申し出があった。

以上の確認結果から、内部監査の実施状況については、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反等は認められなかったが、事業者が自主的な改善とした内部監査に関する要領の見直し及び監査の実施やマネジメントレビューの状況については、今後の保安検査等において確認することとする。

③異常時に係る対策

運転再開の準備を行っているNSRR及び廃止措置計画が開始されているJRR-4の原子炉施設を代表施設として、異常時の事象(警報発報、汚染、漏えい等のトラブル)を想定し、その際の初動対応とその後の応急処置等について、所内外の事故事例を基に、マニュアル、手順書等の見直しを実施され、訓練等によって評価を実施しているかを検査した。検査結果は以下の通り。

(1)NSRRでの異常時の対応

NSRRの異常時の対応については、保安規定に基づき「NSRR本体施設運転手引」が策定され、異常時の措置が規定されていることを確認した。

「NSRR本体施設運転手引」において、異常時として安全警報設備等の発報、計画外停止、運転上の制限に係る異常、点検等での異常、燃料要素の異常等が規定されている。原子炉施設に異常が発生した時には、運転保守チームリーダーは、NSRR管理課長に通報すること、連絡を受けたNSRR管理課長は、運転保守チームリーダーに正常な状態に復帰されるための措置を講ずるよう指示すると共に、研究炉加速器管理部長、原子炉主任技術者及び関係する課長に通報するとしていることを確認した。

勤務時間内では、異常を発見した職員は、ページング(連絡装置)により、施設内に通報し、その情報が共有されること、一方、勤務時間外においては、異常を発見した職員は、勤務時間外通報連絡系統に従い、NSRR管理課長に通報すること、連絡を受けたNSRR管理課長は、課員に連絡して関係者を動員した上で、異常の発生の原因と状況を調査し、正常な状態に復帰させる措置を講じるよう指示すること、当該課員は、調査結果と応急措置の状況をNSRR管理課長に通報するとしていることを確認した。NSRR管理課長は、当該異常がNSRRの運転に支障を及ぼすと認めた場合には、研究炉加速器管理部長及び原子炉主任技

術者に通報することを「NSRR施設勤務時間外通報連絡系統図」及び関係者の聴取により確認した。また、異常時における応急措置については、「NSRR本体施設運転手引」の附則に記載されていることを確認した。

新規制基準への対応として、原子炉施設の機能、設備及び運転方法等に関する変更はなく、これまで通りの異常時の対応の活動となることを聴取により確認した。NSRRにおける異常時の事象としては運転中の「カプセルシール部破損事故」（設計基準事故）が想定され、当該想定事象による異常時の訓練をこれまでに3回実施しており、各訓練において抽出された課題を次回の訓練で改善していることを保安教育・訓練実施報告書、訓練反省会議事録により確認した。今年度内に再度の訓練を計画しており、5名の複数の身体汚染者及び負傷者を想定し、通報、グリーンハウス設置、身体除染等の訓練を実施する計画であることを関係者の聴取により確認した。

大洗開発研究センター（以下、「大洗研」という。）の被ばく汚染事故を踏まえて、「NSRR本体施設使用手引」において、被ばく防護に関するNSRRでの全面マスク、又は半面マスクの着用基準を明確にする改訂を実施していることを確認した。当該改訂について、課内検討会、部内安全審査会での検討状況を各会議の議事録により確認した。

研究炉加速器管理部では、過去の原科研で発生したトラブル情報を「トラブル事例収集一覧表」にまとめ、事例分析を行い、得られた教訓を当該部の教訓集として集約して、リスクアセスメント、KY・TBMの実施の際に活用されていることを確認した。

（2）JRR-4での異常時の対応

廃止措置が開始されたJRR-4については、保安規定に基づき「JRR-4の管理手引」及び「JRR-4施設防護活動手引」が平成29年12月15日に策定され、廃止措置計画中のJRR-4に想定される異常時の措置が規定されていることを確認した。

「JRR-4管理手引」において、異常時として安全警報設備等の発報、点検等での異常、の発見、未使用燃料要素の異常、プールの異常等が規定されおり、発見者は、JRR-4管理課長に通報すること、JRR-4管理課長は、担当職員に正常な状態に復帰されるための措置を講ずるよう指示すると共に、研究炉加速器管理部長、廃止措置施設保安主務者及び関係する課長に通報するとしていることを確認した。

勤務時間内は、異常を発見した職員は、ページング（連絡装置）により、施設内に通報し、その情報が共有されること、一方、勤務時間外においては、異常を発見した職員は、勤務時間外通報連絡系統に従って、関係者を動員し、正常な

状態に復帰させる措置を行うとともに、その原因と状況をJRR-4管理課長に通報するとしていることを確認した。JRR-4管理課長は、当該異常がJRR-4の保安に支障を及ぼすと認められた場合には、研究炉加速器管理部長及び廃止措置施設保安主務者に通報することを「JRR-4施設勤務時間外通報連絡系統図」及び関係者の聴取により確認した。また、異常時における応急措置については、「JRR-4管理手引」及び「JRR-4施設防護活動手引」に記載されていることを確認した。

「JRR-4の管理手引」及び「JRR-4施設防護活動手引」の策定において、JRR-4管理課技術会議及び研究炉加速器管理部内安全審査会議で審議され、承認されたことを当該議事録により確認した。JRR-4における事故時の業務分担及び通報連絡系統が策定されていることを同分担表及び通報連絡系統図により確認した。

JRR-4の異常時の措置に関する対応の訓練及び教育については、これまでに大洗研の汚染事故を踏まえて、グリーンハウスの設置訓練、身体除染訓練等を実施していることを保安教育・訓練実施報告書等により確認した。今後は、廃止措置計画を開始したJRR-4の異常時の措置を踏まえて、プール水の漏えい事故を想定した訓練を実施する計画であることを関係者の聴取により確認した。

以上の確認結果から、NSRR及びJRR-4の異常時の措置に関する対応状況については、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反等は認められなかった。

④管理区域における作業管理

本年1月22日に発生した使用施設の廃棄物安全試験施設(WASTEF)での負傷事故は、同施設試料準備室(第1種管理区域)において、工事業者が床上約2m高の高さにあるエアコン吹出用ダクトの取り外し作業を実施していたところ、作業監督者であるホット材料試験課年間請負業者が頭部を負傷した事象で、ホット材料試験課長は工事作業で作業監督が出来る体制を定めて作業を実施させていなかった。また、作業内容の確認や作業実施に当たっての安全確保策に対する確認を行っておらず、区域管理や立入制限に関する措置を行っていなかったことが確認された。これを受けて、安全対策課長は、保安管理部長の指示を受け、原科研の各施設に対して管理者による現場点検の指示、作業管理の徹底を指示していることを平成30年1月30日、2月2日に指示していることを業務連絡書により確認した。このような状況において、試験研究用等原子炉施設における安全管理や放射線管理等の保安措置として管理すべき事項を適切に定めて、適切な保安活動が行えるよう改善しているかを検査した。

(1) 原科研の管理区域内での安全作業の実施プロセスについて

放射線管理作業は、「放射線安全取扱手引」において、放射線作業連絡票、放射線作業届、放射線管理(防護具等)等が明記されており、作業担当者は、放射線量が1mSv/日以下の作業において放射線作業連絡票に作業内容等を記載して、放射線管理課に提出する仕組みとなっており、放射線管理課は、その内容について、放射線作業での線量、被ばくの低減対策、防護具の装備等を確認し、必要に応じて適切な助言を行うこととしていることを確認した。また、管理区域からの備品、工具の搬出については、計画的な作業を担当課に要求していることを確認した。なお、放射線管理以外の一般的な作業等については、「工事・作業安全マニュアル」に規定しており、工事・作業担当者(職員)は、「安全作業マニュアル」のチェックリストにより、工事に関する安全を確保していること、リスクアセスメントは、作業開始前、新規設置等、新規作業方法、危険性や有害性の変化のある場合に実施していることを確認した。

(2) 原子炉施設における管理区域内における作業管理の状況(現状)について

(i) JRR-3における一次冷却材熱交換器の開放点検

JRR-3における一次冷却材熱交換器の開放点検作業においては、業者の作業要領書、工事安全組織体制表、工程表、保安教育・訓練、リスクアセスメント、KY・TBM実施記録、放射線作業連絡票、作業安全確認チェックシート等が作成され、担当課長の承認後、作業現場に掲示されていること、作業者は作業に必要な防護具を着装していることを作業現場の写真等により確認した。

作業現場の立会者は、JRR-3の保守管理の業務に3年以上従事している職員が担当していることを確認した。JRR-3職員は、要領書の各作業でのチェック項目が完了したことを確認した後、次の工程に進むように指示し、当該作業の工程管理を行っていることを確認した。

放射線作業の放射線評価は、過去の作業の実績、作業現場の空間線量の測定結果から評価していることを確認した。放射線作業連絡票及び空間線量等量率測定記録により確認した。

(ii) 第2廃棄物処理棟の液位計センサの更新作業

保安検査期間中、第2廃棄物処理棟で放射線作業「液位計センサの更新」作業が実施されることから、その現場での作業状況及び関連資料の整備状況を立会により確認した。

当該作業は、作業実績のない作業であることから、放射線作業連絡票における被ばく評価は、作業現場の線量等量率の測定結果、並びに放出前排水

槽No.2及び液体廃棄物A用排水槽の廃液の放射線測定記録により評価していることを確認した。

放射線作業連絡票は、施設管理部門である放射性廃棄物管理第2課が作成し、放射線管理第2課の確認後、放射性廃棄物管理第2課長が承認し、当該作業現場において、課長が承認したリスクアセスメント、工事作業体制表等が掲示されていることを確認した。

当該作業要領書では、作業手順及び安全措置がチェックリストとして整理されており、同チェックリストには、作業手順におけるホールドポイントが明記されていることを確認した。

以上のことから、保安検査で確認した範囲において、保安規定の遵守状況について違反となる事項は認められなかった。

⑤その他必要な事項

(1) JRR-2及びJRR-4の放射性固体廃棄物の管理状況

廃止措置計画を開始した原子炉施設(JRR-2及びJRR-4)における放射性固体廃棄物の管理状況について確認した。

JRR-2及びJRR-4の放射性固体廃棄物(ドラム缶)は、全て、廃棄物処理棟への払い出しが完了しており、現状、施設に保管されていないこと確認した。放射性固体廃棄物の払い出しについては、保安規定に基づき処理されており、JRR-2施設では平成28年2月25日に払い出しが完了していること、JRR-4施設では平成29年11月9日に払い出しが完了していることを放射性固体廃棄物引取検討依頼書、事業所内運搬時の保安チェックシート及び放射性廃棄物管理情報システムの記録により確認した。

(2) 前回の保安検査での自主改善事項の対応状況

(i) 機構内情報の水平展開について

安核部は機構内原子力施設の保安検査結果や事故・トラブル情報は、状況を速報し、原因と対策を情報提供しているが、その他原子力規制庁との面談結果等の情報の活用が十分でなかったことから、原子力施設の保安に係る面談等の情報を機構内に展開する仕組みを明確にするため、平成29年12月20日に「安全に関する水平展開実施要領」を改正し、運用を開始したことを確認した。また、海外原子力機関の施設安全等の情報も水平展開として情報発信する同実施要領の改正を平成30年1月6日、2月6日に実施していることも確認した。

(ii) 機構内情報の原科研内展開について

保安管理部及び各部では、安核部からの情報提供を待つだけでなく、各拠点から発せられた情報を把握し、展開する方法が明確でなかったことから、各拠点からの情報を分析する仕組みを明確にするとした自主改善事項について、保安管理部長は品質保証課長に各部の業務の計画及び実施に関する要領を改正するよう指示し、品質保証課長は、各部への展開のため、平成29年度第12回品質保証情報交換会において、各部の業務の計画に反映するよう指示していることを平成29年11月28日の同会議議事録により確認した。各部では、品質保証情報交換会の指示事項を踏まえ、外部情報の展開を確実にすることとした「業務の計画及び実施に関する要領」を改訂し、各部の部内レビューを経て同要領が制定されたことを各部の文書レビュー記録により確認した。

(iii) 大洗研の被ばく汚染事故を踏まえた訓練について

大洗研の被ばく汚染事故を踏まえた訓練を実施した結果等で、グリーンハウス内での除染訓練では、作業介助者を配置して訓練しているが、複数の身体汚染者を想定した場合の作業介助者の活動について、計画的に介助者の対応能力向上を図る必要がある等の課題の自主的な改善として、各部で訓練実施計画を策定し、訓練を実施している。

福島技術開発試験部長は、下記の訓練内容、訓練の留意事項及び訓練スケジュールの方針を定めた「平成29年度第3回保安検査における自主改善事項に係る福島技術開発試験部の実施計画」を平成30年1月16日に制定し、部内各課に通知していることを業務連絡書により確認した。

- (1) 複数の身体汚染者を想定した介助者の対応能力向上訓練
- (2) 汚染事故時の負傷者を想定したマニュアルの整備
- (3) 複数箇所でのグリーンハウス設置訓練
- (4) 顔面汚染を想定した除染訓練
- (5) 負傷を伴った除染訓練

保安管理部危機管理課長は各部で実施している大洗研の被ばく汚染事故を踏まえた対応について、月一度の対応状況を確認し、所長に報告していることを「平成29年度第3回保安検査における自主改善事項に係る実施計画」(アクションプログラム)により確認した。

以上のことから、JRR-2及びJRR-4の放射性固体廃棄物の保管状況及び前回の保安検査での自主改善事項の対応状況について検査した結果、保安規定の遵守状況について違反となる事項は認められなかった。

2) 追加検査項目

なし

(3)違反事項

なし

4. 特記事項等

なし

(別添1)

保安検査日程

月 日	2月13日(火)	2月14日(水)	2月15日(木)	2月16日(金)
午 前	●初回会議	●検査前会議	●検査前会議	●検査前会議
	○管理区域における作業管理	○運転再開に伴う準備	○異常時に係る対策	○異常時に係る対策
午 後	○管理区域における作業管理	○運転再開に伴う準備		○内部監査等
	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議	●チーム会議 ●まとめ会議
勤務 時間外				

* ○:検査項目、●:会議等

保安検査日程

月 日	2月19日(月)
午 前	●検査前会議
	○内部監査等 ○その他必要な事項
午 後	○その他必要な事項
	●チーム会議 ●まとめ会議 ●最終会議
勤務 時間外	

* ○:検査項目、●:会議等